

「第3期川崎市健康増進計画・第5期川崎市食育推進計画（かわさき健康づくり・食育プラン）」（案）に関する意見募集の実施結果について

1 概要

川崎市では、健康増進法に基づく市町村健康増進計画である「第2期かわさき健康づくり21」により健康づくりの取組を、食育基本法に基づく市町村食育推進計画である「第4期川崎市食育推進計画」により食育推進の取組を進めていますが、いずれも計画期間が令和5年度で終了します。

この度、市民の健康増進及び食育の総合的な推進を図るための基本的な事項を示す「第3期健康増進計画」及び「第5期食育推進計画」を一体化し、「健康づくり・食育プラン（案）」としてとりまとめ、幅広く市民の皆様のご意見を募集しました。

その結果、6通19件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「かわさき健康づくり・食育プラン（第3期川崎市健康増進計画・第5期川崎市食育推進計画）」（案）に関する意見募集について
募集期間	令和5年12月1日（金）～令和6年1月5日（金）
提出方法	電子メール、FAX、郵送又は持参
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・市政だより（12月1日号） ・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階） ・各区役所市政資料コーナー ・川崎市健康福祉局保健医療政策部健康増進担当
公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階） ・各区役所市政資料コーナー

3 結果の概要

意見提出件数（件数）		6通（19件）
内訳	電子メール	5通（16件）
	FAX	1通（3件）
	持参	0通（0件）
	郵送	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

健康的な生活習慣の実践や、「わ」を大切にする食育の推進に関する御意見・要望等が寄せられました。

寄せられた御意見は、要望や今後の参考とするものであったことから、所要の整備を行った上で、案のとおり「第3期川崎市健康増進計画・第5期川崎市食育推進計画（かわさき健康づくり・食育プラン）」を策定します。

【対応区分】

- A：御意見を踏まえ反映したもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったもの
- C：今後の参考とするもの
- D：質問・要望で案の内容を説明するもの
- E：その他

【意見の件数と対応区分】

項目	区分					計
	A	B	C	D	E	
(1) 第3期川崎市健康増進計画・第5期川崎市食育推進計画（案）全般に関する事	0	0	0	2	0	2
(2) 健康的な生活習慣の実践に関する事	0	0	2	4	0	6
(3) 検診・健診による早期発見、早期治療に関する事	0	1	0	0	0	1
(4) 第5期川崎市食育推進計画（案）全体に関する事	0	1	0	0	0	1
(5) わ（環・和・輪・話）を大切にする食育の推進に関する事	0	0	0	4	0	4
(6) 災害に備える食育の推進に関する事	0	0	0	1	0	1
(7) その他	0	0	0	1	3	4
合計	0	2	2	12	3	19

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 第3期川崎市健康増進計画・第5期川崎市食育推進計画（案）全般に関する事（2件）

No.	意見の要旨	市の考え方	区分
1	世代の区分が幅広すぎるのではないかと。	本計画については、大きく生活の状況が変化する節目を捉え、次世代、働き盛り世代、高齢世代の3つの区分に分けております。計画の推進においては、個人の生活環境等が多様化していることを踏まえ、対象者に応じた取組を進めてまいります。	D
No.	意見の要旨	市の考え方	区分
2	若い世代や働き盛り世代への取組として、生活の忙しさや経済的制約への取組が必要。	個人の置かれた状況の中で取り入れることができる健康づくりについての普及啓発に努めるなど、「誰一人取り残さない健康づくり・食育推進」の考え方により施策を推進します。	D

(2) 健康的な生活習慣の実践に関すること（6件）

No.	意見の要旨	市の考え方	区分
1	「加熱式たばこ」や「電子たばこ」に関する正しい情報発信が必要である。	「加熱式たばこ」については、健康への害がない（少ない）と認識している方が多いことから、健康への影響が否定できないことを含めた普及啓発を強化してまいります。 また、「電子たばこ」については、現在健康増進法の規制対象外であることから、今後の社会動向を踏まえて対応について検討してまいります。	C
2	喫煙者に対するタバコに含まれる添加物の危険性の周知と「タバコの添加物の法規制と監督機関の創設」を国に要請してほしい。	喫煙については、がん・循環器疾患・呼吸器疾患等の様々な健康障害の原因であることや歯周病等のリスクとなるため、その健康影響について普及啓発をしてまいります。また、国におけるたばこに関する施策については、今後の動向を注視してまいります。	C
3	禁煙治療に対する助成制度を創設し、「禁煙治療の受診者数の数値目標」を設定してほしい。	喫煙者を禁煙に導くことは、健康面だけでなく、受動喫煙防止の観点からも重要であると考えており、本市においては、禁煙相談の実施や、禁煙治療の有効性や禁煙の効果等についての普及啓発を継続して行っていくといった禁煙に向けた支援を実施してまいります。	D
4	健康増進法の屋内での受動喫煙防止の規定を屋外にも広げ、屋外の公共的施設や公園等、禁煙空間を広げて欲しい。	健康増進法では、屋外で喫煙する場合においても、周囲への配慮が義務付けられております。喫煙者に向けた周囲への配慮事項についての普及啓発を図るなど、「望まない受動喫煙」をなくす取組を進めてまいります。	D
5	兵庫県条例のように、子どものいる場所や傍での喫煙をやめるルールづくりの促進をして欲しい。	子どもが受動喫煙から守られることは重要であると考えますので、母子健康手帳交付時等のリーフレットの配布や、乳幼児健診等の場において、禁煙や受動喫煙防止の働きかけを行ってまいります。	D
6	保育施設で働く人を対象に、子どもの口腔機能について学ぶことのできる講座の企画・運営、および、対象者が受講できるよう賃金への補助を市が負担することを提案します。	保育施設で働く方への取組として、希望があった保育施設に対して、歯科医師や歯科衛生士が出向いて講座を開催するなどの取組を実施しております。 乳幼児期は、乳歯が生えはじめ、食べるための機能を獲得する口腔機能の発達に重要な時期であることから、引き続き、関係団体等と連携しながら、取組を推進してまいります。	D

(3) 検診・健診による早期発見、早期治療に関すること（1件）

No.	意見の要旨	市の考え方	区分
1	職域保険におけるがん検診について、精密検査の必要性や実施している医療機関についての周知啓発を強化していく必要がある。	がん検診をはじめとする各種健（検）診の結果に応じた受診行動につながる普及啓発については、職場における健康づくりを担う職域保健と連携しながら推進してまいります。	B

(4) 第5期川崎市食育推進計画(案)全体に関すること(1件)

No.	意見の要旨	市の考え方	区分
1	基本施策1～5について、一体的に施策を進めてほしい。	本計画については、より市民の方にわかりやすくなるよう整理して記載しております。 施策推進においては、基本施策にとらわれることなく、一体的に取り組んでまいります。	B

(5) わ(環・和・輪・話)を大切にする食育の推進に関すること(4件)

No.	意見の要旨	市の考え方	区分
1	共食がフレイル予防や健康寿命の延伸につながることを明記してほしい。	共食については、計画本編114ページにおいて、健康的な食生活の実践と関係していることや、食をともにする家族や友人・知人等をはじめとしたあらゆる主体の間で、食や生活に関する基礎を共有し、互いに習得する等の観点で重要であるとし、フレイル予防や健康寿命の延伸といった特定の世代に対する取組・効果のみではなく、広く意義があるものとして位置づけております。 今後もフレイル予防等をはじめ様々な世代の食や生活の向上のため、共食の意義について普及啓発してまいります。	D
2	フレイル予防として「食を楽しむ」ことを事業化し、目標指標の達成に向けた具体的な取組について明確にしてほしい。	目標指標の達成に向けた取組として、関係機関と連携しながら共食の場づくりに取り組んでまいります。	D
3	持続可能な食を支える食育の推進をするための具体的な指標を設定してほしい。	持続可能な食を支える食育の推進に関連する指標については、食品ロスの削減という視点で「フードドライブの回収実績の増加」を設定しております。 また、基本施策4「給食から伝わる食育の推進」の指標ではございますが、「栄養教諭・学校栄養職員による食に関する指導の平均取組回数(年間)の増加」を設定しており、この指導の中では持続可能な食についての内容も含まれております。	D
4	地産地消コーディネーターを設置してほしい。	地産地消の取組については、農業体験の場の提供や市内産農産物「かわさきそだち」の普及啓発等を実施しております。今後につきましても、関係機関と連携し、持続可能な食を支える環境づくりに向けた取組を推進してまいります。	D

(6) 災害に備える食育の推進に関すること（1件）

No.	意見の要旨	市の考え方	区分
1	災害に備えた食品の備蓄に加え、日常生活で使い、買い足しながら備蓄する「ローリングストック」と、災害食備蓄の組み合わせが重要であることを明記してほしい。	本計画においては、「第3編 第2章 基本施策3」のコラムにおいて、備蓄されている状態を保つための方法の1つとして、ローリングストックについて明記しています。 また今後につきましても、ローリングストックをはじめとする食に関する「災害への備え」について普及啓発してまいります。	D

(7) その他（4件）

No.	意見の要旨	市の考え方	区分
1	デジタルデバイスによる健康影響について計画に含めてほしい。	国等において、過度なデジタルデバイスの使用による睡眠や身体活動への影響について、様々な研究が進められていることから、今後は、その調査・研究結果に注視してまいります。	D
2	厚生労働省の基準を満たさない路上喫煙場所の改修または撤去等について、どう考えているのか。	いただいた御意見については、今回の計画策定の対象範囲とは異なりますが、指定喫煙場所については、煙の拡散軽減を考慮した形状に変更するためには、必要なスペースの確保等の課題があることから、関係機関と検討し、指定喫煙場所の改修等をできるところから順次検討してまいります。	E
3	世界禁煙デーと禁煙週間の機会に、イエローグリーンのライトアップによる「受動喫煙防止の徹底化」の啓発に協力してほしい。	世界禁煙デー及び禁煙週間においては、あらゆる場면을捉えた受動喫煙防止に向けた普及啓発に努めてまいります。	E
4	市議会に設置されている喫煙専用室を撤去してほしい。	いただいた御意見については、今回の計画策定の対象範囲とは異なるため、参考とさせていただきます。 なお、健康増進法においては、学校や病院等の子どもや患者等が主たる利用者となる施設及び行政機関を第一種施設と定め、原則「敷地内禁煙」とされております。議会に関しては、第一種施設以外の多くの者が利用する第二種施設と定められ、原則「屋内禁煙・喫煙専用室がある場合は喫煙専用室のみで喫煙可」とされております。 本市本庁舎のように行政機関の庁舎内に議会が存在する場合は、各施設の機能や利用者が明確に異なる場合や各施設が明確に区分されている場合においては、それぞれが独立した施設として規制を適用することとされているため、本市議会フロアは第二種施設の規制が適用されております。	E